

青森県報

第三千八百二十九号

平成二十六年
四月十一日
(金曜日)

目次

告 示

基本測量の終了.....(監理課).....一
右 同.....(同).....一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課).....一

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任.....(中南地域).....二
土地改良区連合の清算人の就任.....(同).....三
土地改良区の役員の退任.....(西北地域).....三
土地改良区の役員の就任.....(上北地域).....三
土地改良区の定款変更の認可.....(同).....三
右 同.....(同).....四
右 同.....(同).....四
土地改良区 の管理規程変更の認可.....(同).....四

告 示

青森県告示第三百十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間

平成二十五年六月三日から平成二十六年三月十四日まで

三 作業地域

西津軽郡深浦町
上北郡横浜町

青森県告示第三百十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(災害復興計画に伴う空中写真撮影)

二 作業期間

平成二十五年八月十二日から平成二十六年三月二十日まで

三 作業地域

三戸郡階上町

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
むつM&Dモール
むつ市中央二丁目六〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大湊興業株式会社
むつ市中央二丁目一三の一四
代表取締役 濱崎正明
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	五か所	四か所(位置は、届出書添付図面のとおり)	平成二六・四・三
駐車場の出入口の数及び位置			

四 届出年月日

平成二十六年三月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十六年四月十一日から同年八月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年四月十一日

中南地域県民局長 高原 至 智

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	佐藤 貢	弘前市大字津賀野字宮崎六六の一	平成二六・四・一就任
"	三浦 一志	大字恵戸字中野四の一	"
"	佐藤 公治	大字清野袋四丁目三の一〇	"
"	福士 実	大字津賀野字岡本一三	"
"	鹿内 隆次	大字撫牛子一丁目三の五	"
監 事	館田 豊美	大字大久保字宮本三三九の三	"

理 事	菊池 勲	大字岩賀二丁目五の一	二六・三三退任
理 事	佐藤 貢	大字津賀野字宮崎六六一	
理 事	三浦 一志	大字悪戸字中野四の一	
理 事	佐藤 公治	大字清野袋四丁目三の一〇	
理 事	鹿内 隆次	大字撫牛子一丁目三の五	
理 事	柴谷 幸一	大字津賀野字宮崎七一	
理 事	菊池 勲	大字岩賀二丁目五の一	
監 事	桜庭 鉄雄	大字大久保字宮本二五〇の六	

土地改良区連合の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した若木川地区土地改良区連合から、次のとおり清算人の就任の届出があつたので、同法第八十四条において準用する同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年四月十一日

中南地域県民局長 高原 至 智

氏 名	住 所	就任の年月日
増田 教正	つがる市木造藤岡三〇の七九	平成二六・三二〇
大瀬 豊	弘前市大字船水三丁目一の一五	
田中 清榮	大字種市字熊谷一〇	
柴谷 幸一	大字津賀野字宮崎七一	
対馬 允	大字鳥井野字長田八四の一	
福島 弘芳	つがる市木造林阿曾沼四六	
葛西 清	森田町中田鈴森二五	

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴

沢土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年四月十一日

西北地域県民局長 藤岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	神 瑞夫	西津軽郡鰯ヶ沢町大字小屋敷字袖ヶ崎九〇	平成二六・三一九

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年四月十一日

上北地域県民局長 三上 俊 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	蛭名 重則	上北郡東北町大字上野字上野三六	平成二六・三二二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月十一日

上北地域県民局長 三上 俊 孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月十一日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天間林土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月十一日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、沼崎土地改良区の上野頭首工管理規程の変更を平成二十六年三月二十七日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十六年四月十一日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

上野頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十一日から八月三十一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

れに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------